

島根県の出資する法人の健全な運営に関する条例

平成14年12月27日

島根県条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下「出資法人」という。)の自主的な運営を確保するとともに、県の指導監督を充実することによって、出資法人の健全な運営を図り、もって県が出資法人とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「経営評価」とは、出資法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他出資法人の経営目的に応じて必要な視点から、当該出資法人自らが経営全体を分析し、その結果に基づき総合的に評価を行うことをいう。

2 この条例において「評価対象法人」とは、別表に掲げる県の人的及び財政的支援の状況並びに県の出資の割合から、経営評価を実施する必要があると認められる出資法人をいう。

(県の責務)

第3条 県は、出資法人に対してその担う役割が十分発揮できるよう必要に応じて関与するとともに、適切な指導監督を行うものとする。

2 県は、前項に規定する関与及び指導監督の実施に当たっては、出資法人の健全な運営が確保されるように配慮するものとする。

(経営評価の実施)

第4条 評価対象法人は、経営評価を毎会計年度終了後遅滞なく行わなければならない。

2 評価対象法人は、前項の経営評価の結果を記載した報告書(以下「経営評価報告書」という。)を作成し、知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

(知事等の評価)

第5条 知事等は、前条第二項の規定による経営評価報告書の提出があったときは、これをあらかじめ定める基準によって、評価するものとする。

2 知事等は、前項の評価を記載した評価調書を作成するものとする。

(評価調書等の公表)

第6条 知事等は、前条に規定する評価調書を作成したときは、これを第4条第2項の経営評価報告書とともに議会に提出し、かつ、これらを遅滞なく公表するものとする。

(知事等の必要な措置の実施)

第7条 知事等は、第5条第1項の評価により経営改善が必要と認められる評価対象法人に対して助言又は指導を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条までの規定は、評価対象法人が実施する平成15年度事業に係る経営評価から適用する。

附 則（平成15年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第15号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例別表の規定は、同条例第2条第2項の評価対象法人が実施する平成16年度事業に係る経営評価から適用する。

附 則（平成18年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第10号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平15条例47・平16条例15・平17条例42・平18条例9・平19条例10・一部改正）

財団法人しまね海洋館

財団法人しまね女性センター

財団法人島根県文化振興財団

財団法人しまね国際センター

財団法人三瓶フィールドミュージアム財団

財団法人島根ふれあい環境財団21〔H20.3末解散予定〕

財団法人島根県環境管理センター

財団法人島根県環境保健公社

社会福祉法人島根県社会福祉事業団

財団法人島根県障害者スポーツ協会

財団法人しまね農業振興公社

財団法人島根県みどりの担い手育成基金

社団法人島根県林業公社

財団法人くにびきメッセ

財団法人しまね産業振興財団

財団法人ふるさと島根定住財団

島根県土地開発公社

財団法人島根県建設技術センター

島根県住宅供給公社

財団法人島根県暴力追放県民センター